

原発事故被害者 相双の会

連絡先

國分富夫(会長)

住所

〒975-0017

南相馬市原町区牛越字遠藤 88-3

電話 090(2364)3613

メール kokubunpi-su@hotmail.co.jp

事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133(浪江)

関根憲一 090-4889-3726(富岡)

板倉好幸 090-9534-5657(南相馬)

原発事故被害者の「生の声」に胸痛む

原発被災者義援の会・代表 矢内 世夫
(富岡町出身)

◆「原発被災者生活保障法」制定目指して

3・11以降、私の一族28人も避難生活をしており、事故直後から支援活動を続けてきた。目的は「原発被災者生活保障法」(別記骨子)の制定である。東京電力の損害賠償の打ち切り後に、多数の生活困窮者が出ると予想したのであるが、既に現実化している。

昨年、幸いにも衆議院法制局の協力を得て法案・骨子がまとまり、今年4月から、福島県内の仮設住宅などで法案の説明会を始めた。序に出席者にアンケートをお願いし、今回、中間集計の形で小冊子にまとめた。国会議員に配るためである。標題は「これが福島の実態です！」(副題：原発被害者の「生の声」)。

◆アンケートに見る声

私は事故100日後から、たびたび福島県に足を運び署名集めをしてきたので、被害者の避難と生活の実態は分かっている

る積りだった。だが、今回のアンケート回収で、表面的なことしか分かっていなかったと再認識した。

アンケート用紙に、国、県・市町村への要求などを書く欄を設けたところ、回答者の75%が長短さまざまな書き込みをしてくれた。その2～3例を紹介してみる。

(その1) 憎いといしか言いようがない。避難者を馬鹿にしている(浪江、34歳男性)。

(その2) 財産を汚した責任を強く感じてほしい。家や田畑を守ることがどれだけ大変で大切か、日本の農業を守る大事な仕事をしてきた40年。こんな形で終わることがどんなに辛いのか、政府や東電の人たちには分からないだろう。これではダメだと土地を見つけ家を造ったけれど、今までの生活にはならない。友達がいない。田畑がない。庭は少しで何もできない。これで賠償したと言うのだろうか(浪江、61歳女性)

(その3) 除染後の廃棄物で町中が覆われている今、そんな所に帰そうとしているのが現実。活字に左右されているのか? もっと被災地の現実を見るべきです。他人事ではないのです(富岡、59歳女性)

◆差別が壊す住民の絆

上の気持ちは被害者共通の思いだろうが、敢えて紹介した。これらの書き込みを総括して分かったことは、被害者の人心が凄まじいほど荒廃していることである。

被災地を3つに線引きし、帰還困難区域を優遇扱いした結果、不条理な差別と賠償格差が出たことが原因である。富岡の75歳女性は「国は帰還困難区域のみ手厚い賠償を行い、その他の区域を軽んじています。このような差別は町民の間の絆を壊してしまい、かつての友人達とも疎遠になってしまいました」と嘆いている。

◆神も仏もない帰還強制策

国は被害者の嘆きや怒りに、どう応えようとしているのか。

5月、自民党の東日本大震災復興加速化本部が、帰還促進策を発表した。帰還困難区域を除き、精神的損害賠償(10万円)を18年3月で打ち切るといふ。多くの原発被害者にとっては「神も仏もない帰還強制策」になるだろうと思われる。なぜなら「10万円がなくなったら生活できない」とアンケート多数派は書いているのである。

被害者の生活支援に関する 法律案・骨子要約(矢内世夫起案)

◆目的 略

◆援護対象者の条件

1. 指定市町村に住所があったこと(指定市町村は政令で定める)
2. 避難指示の長期化により失業したこと(事故当時、高齢等で就業、就職していなかった者、及び生計を同じくしていた学業者、単身赴任者も含む)
3. 住居費、生計費面で生活困窮状態にあること。
4. 上の条件を満たす世帯単位に援護すること。

◆生活困窮状態

1. 住居費を継続的に払えないこと。
2. 恒常的に日常の生活費に事欠くこと。
3. 世帯単位の可処分所得(収入から税金・保険料等必要経費を差し引いた残額)が、恒常的に標準生計費に満たないこと。

◆標準生計費(家計支出統計に基づき政令で定める)

(財)日本統計協会が定期的に各県庁所在地で家計支出をサンプル調査しているが、大震災年度の福島市の統計によると、世帯人数 3.12 人、月間家計支出 300,527 円(住居費を除く)、1人平均 96,322 円(参考)

◆援護施策の3本柱

1. 長期・安定賃金を得られる職業の斡旋(無料)
2. 住居困窮者に対する公営住宅またはそれに準ずる住宅の提供(有償)
3. 生活困窮世帯の可処分所得が標準生計費を下回る差額部分の金銭給付
以下略

現実を理解できない裁判官では困る

裁判も 11 回目（6 月 10 日）にしてやっと本人尋問に入りました。私たちは裁判などとは縁の遠いものでしたが、今裁判を経験して裁判官は被害者いじめなのかと思われるところが多くあります。東電と国が 100%悪いにも関わらず腹が立つことばかりです。

やっと提訴が出来たと思ったら一回目の裁判になるまでの時間があまりにも長い。その間に何人の方が亡くなったでしょうか、この切羽詰まった被害者の気持ち環境を理解しているのでしょうか。裁判官の現場検証もいまだにやらないのである。現場が分からなくて何が出来るのでしょうか。

やっと本人尋問に入れば、今度は被害者に対して重箱の隅をつつくような尋問ばかり。

裁判官は原告が「将来は双葉に戻りたい。双葉の農地を再興したい。」と供述すると、「では、

あなたは故郷を失ったわけではないということですか」という質問をしてくる。原告が「故郷喪失に対する損害賠償」を求めている意味がわかっていない。「何十年後か分からない」自分の代に出来ないかも知れないが、子どもたちの代、その次の代に再興したいと言うことなのです。

被害者に対しこのような愚問を発するのが裁判官の対応なのです。現場検証をしていないからこのような発言がでてくるのではないのでしょうか。

弁護団、原告団は、今年 12 月に結審し来年 2 月頃には判決を出さないと、被害者は高齢者が多い。毎月裁判を開催し、3 人の裁判官が別れて行えば 3 倍速く進行が出来るのではないかと進言しています。しかし全てにおいてノラリクワリの対応です。

精神科医 蟻塚亮二(ありつかりょうじ)さんの講演会を開きます 10 月 11 日(日) 10 時～ 南相馬市(詳細は後日)

◇1947 年生まれ。1972 年弘前大学医学部卒業。2004 年に沖縄県に移住。沖縄戦体験者の「晩発性 PTSD」とりくみ、2013 年 4 月から相馬市に移住してメンタルクリニックなごみ所長として原発事故による PTSD と向き合う(昨年 NHKETV 特集で紹介)。

◇蟻塚さんの著書の一部を紹介します 『沖縄戦と心の傷』(大月書店 2014)から。

「いつになったらこの街は昔のように賑わいを取り戻すのか、それとももう二度とあの賑わいは戻らないのか、それすらもわからない。…人は『白か黒か』といわれたほうが、いつきつらくても受け入れやすい。『白でもなく黒でもない、灰色の状態』にほったらかしにされることには耐えがたい。そんな『どっちつかず』のあいまいな苦悩を毎日感じながら生活していると、些細な落胆にも、ふっと死にたくなる。…このような精神状況と、岩手・宮城と異なって福島県だけが自殺者が増えていることとは無関係ではないと思う。



「相双の会」 会報に ご意見を

是非ご投稿をいただき「声」として会報に載せたいと考えています。匿名でもけっこうです。

電話 090 (2364) 3613 メール(國分) kokubunpi-su@hotmail.co.jp

